

平成 23 年 4 月 4 日  
厚生労働省

## 地方自治体の検査計画について

### 1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成 14 年 3 月)の追加要件を設定。

### 2 対象自治体

総理指示対象自治体(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)及びその隣接自治体(宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県)並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体(東京都)

### 3 対象品目の選定

#### 1 これまでの検査結果

放射性物質の降下状況は、福島第 1 原子力発電所からの距離が最も大きく影響していると考えられるため、都道府県ごとに検査結果を整理した。

## ア 野菜類（ヨウ素131）

（ア）平均値又は中央値が1000Bq/kg超

ホウレンソウ（茨城県、栃木県、千葉県）、パセリ（茨城県、千葉県）、シュンギク（栃木県、千葉県）、カキナ（栃木県）、サンチュ（千葉県）、チンゲンサイ（千葉県）、セルリー（千葉県）

（イ）平均値又は中央値が500Bq/kgから1000Bq/kg

ホウレンソウ（神奈川県、埼玉県、群馬県）、サニーレタス（茨城県）、ミズナ（千葉県、茨城県）、コマツナ（千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県）、カキナ（群馬県）、ネギ（千葉県）、シュンギク（群馬県）

## イ 乳（ヨウ素131）

平均値又は中央値が500Bq/kg以上

原乳（茨城県）

注）セシウム（134+137）の暫定規制値超過例

パセリ（茨城県・2110Bq/kg）、ホウレンソウ（茨城県・1931Bq/kg）、コマツナ（東京都・890Bq/kg）、ホウレンソウ（栃木県・790Bq/kg）、カキナ（群馬県・555Bq/kg）、ミズナ（茨城県・540Bq/kg）

## 2 指標とすべき品目（重点的にチェックする食品）

ア ホウレンソウ、シュンギク、カキナ、ミズナ、コマツナ（露地物を優先して選択）

イ 乳

ウ その他国が別途指示する品目

### 3 上記のほかの対象品目

- ア 生産状況を勘案した主要農産物
- イ 市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）
- ウ 環境モニタリングの状況等を踏まえ国が別途指示する品目（例：一定の海域の水産物）

### 4 検査の頻度

週1回程度（曜日などあらかじめ計画すること）。ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合、検査頻度について国が指示することがある。

### 5 検査の地域

地域的な広がりを把握するため、農作物については、農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取。

### **4 その他**

上記の内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。